

労働力調査のオンライン調査導入について

現在までの経緯

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、オンライン調査を導入していない調査は、平成26年度からオンライン調査の導入の検討を実施することとされている。
- 労働力調査については、平成28年度末までの間は、同計画において、ILO決議に対応した調査事項の変更を検討する必要があった。
- 平成29年3月に、統計委員会からの答申で、変更後の調査事項が確定したため、オンライン調査導入の準備を速やかに始めたところであり、今後、オンライン調査を導入するための準備を行うと、平成31年度に導入することとなる。

スケジュール

平成29年3月	労働力調査の変更に関する答申（変更後の調査事項の確定）
平成29年度	オンライン調査の導入に向けた予算要求
平成30年度	オンライン調査システムの開発等
平成31年度	オンライン調査導入予定

◆ 参考「公的統計の整備に関する基本的な計画（抜粋）」

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (4)企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。	総務省	平成28年度末までに結論を得る。

オンライン回答状況把握の流れ

